

千葉県報

定例
令和5年2月14日

第13811号

千葉県報

令和5年2月14日(火曜日)

主要目次

告示	一
○ 令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	二四
○ 特定計量器の定期検査の実施	二五
○ 道路の供用開始	二五
○ 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可	二五
○ 選挙管理委員会告示	二六
○ 令和四年七月十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支	二六
公告	三五
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	三五
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出	三六
○ 特定調達公告	三六
○ 入札公告(三件)	三六
○ 落札者等の公告	四〇
○ その他	四〇
○ 一都二県連合海区漁業調整委員会指示第十六号	四〇

告示

告示

千葉県告示第五十七号

令和四年九月定例県議会の議決を経た令和四年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

令和4年度千葉県一般会計補正予算(第2号)

令和4年度千葉県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,378,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,256,934,553千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方特別交付金	1 地方特別交付金	2,700,000	1,642,673	4,342,673
		千円	千円	千円
4 地方交付税	1 地方交付税	181,000,000	23,336,691	204,336,691
		181,000,000	23,336,691	204,336,691
6 分担金及び負担金	1 負担金	7,713,659	51,000	7,764,659
		7,713,659	51,000	7,764,659
8 国庫支出金	1 国庫負担金	281,671,728	55,648,686	337,320,414
		127,822,671	4,255,425	132,078,096
		149,061,138	51,393,261	200,454,399
		2 国庫補助金	51,393,261	200,454,399
10 寄附金	1 寄附金	5,866	10,000	15,866
		5,866	10,000	15,866
11 繰入金	2 基金繰入金	66,130,917	339,699	66,470,616
		21,691,356	339,699	22,031,055

12	繰越金						
		1	繰越金		8,285,728	8,285,728	8,285,728
13	諸収入			440,299,162	22,649		440,321,811
		6	雑収入	17,111,290	22,649		17,133,939
14	県債			178,485,966	△21,958,700		156,527,266
		1	県債	178,485,966	△21,958,700		156,527,266
補正されたかつた款項に係る額				1,031,548,829			1,031,548,829
歳入合計				2,189,556,127	67,378,426		2,256,934,553

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会	1 議会	2,714,785	27,220	2,742,005
2 総務	1 議会	2,714,785	27,220	2,742,005
		118,341,579	4,196,616	122,538,195
		80,733,967	4,220,184	84,954,151
		9,549,287	△44,637	9,504,650
		19,012,426	16,293	19,028,719
		342,581	△3,215	339,366
		347,967	7,991	355,958
		342,476,248	6,376,532	348,852,780
		259,319,976	6,261,532	265,581,508
3 民生	1 社会福祉	77,395,245	100,000	77,495,245
		5,710,784	15,000	5,725,784
		165,216,116	49,757,148	214,973,264
4 衛生	3 生活保護			

	1	公衆衛生費	125,718,063	46,406,038	172,124,101								
	3	保健所費	2,298,813	520,000	2,818,813								
	4	医薬費	36,685,206	2,831,110	39,516,316								
			7,783,929	101,234	7,885,163								
5	環	境	費										
				1	環	境	費	7,783,929	101,234	7,885,163			
6	労	働	費										
				1	労	政	費	1,009,566	△14,695	994,871			
				4	労	働	委	員	会	費	146,583	3,862	150,445
											51,295,532	1,464,366	52,759,898
7	農	林	水	産	業	費							
							1	農	業	費	17,844,617	1,322,621	19,167,238
							3	農	地	費	18,709,358	10,069	18,719,427
							4	林	業	費	2,991,849	2,841	2,994,690
							5	水	産	業	費	9,552,387	128,835
8	商	工	費										
				1	商	業	費	14,642,558	1,544,547	16,187,105			
				2	工	敏	業	費	415,087,883	2,845	415,090,728		

9 士 木 費	3 觀 光 費	940,673	△17,000	923,673
	1 士 木 管 理 費	136,490,015	1,526,296	138,016,311
	3 河 川 海 岸 費	10,003,174	△41,704	9,961,470
	4 港 灣 費	27,803,890	1,213,800	29,017,690
	5 都 市 計 画 費	6,880,019	45,000	6,925,019
10 警 察 費	1 警 察 管 理 費	13,509,741	309,200	13,818,941
	2 警 察 活 動 費	144,144,073	△36,797	144,107,276
	3 空 港 警 備 隊 費	127,760,097	184,360	127,944,457
	4 警 察 活 動 費	9,261,132	△13,884	9,247,248
11 教 育 費	1 教 育 總 務 費	7,122,844	△207,273	6,915,571
	2 小 学 校 費	362,951,422	2,446,252	365,397,674
	3 中 学 校 費	49,259,268	220,177	49,479,445
	4 高 等 学 校 費	123,181,301	952,288	124,133,589
		71,255,931	339,427	71,595,358
		76,549,744	69,732	76,619,476

補正されなかつた款項に係る額	5	特別支援学校費	36,596,756	470,519	37,067,275
	6	社会教育費	3,290,527	66,251	3,356,778
	7	保健体育費	2,817,895	327,858	3,145,753
歳出合計			422,778,691		422,778,691
			2,189,556,127	67,378,426	2,256,934,553

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 農林水産業費	5 水産業費	水産総合研究センター再編整備事業	135,500 <small>千円</small>
	4 港湾費	「カーボソニユートラルポート形成計画」策定事業	45,000
9 土木費	5 都市計画費	公共公園整備事業	100,000

第3表 債務負担行為補正
追加

事項	期 間	限 度	額
サ ー バ 室 設 備 改 修 事 業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	98,000千円以内
児 童 虐 待 防 止 S N S 相 談 事 業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	60,000千円以内
児 童 自 立 支 援 施 設 整 備 事 業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	26,000千円以内
救 急 医 療 等 業 務 支 援 シ ス テ ム 導 入 事 業	令和4年度から令和6年度まで	令和4年度事業費	34,000千円以内
ち ば 救 急 医 療 ネ ッ ト 運 営 事 業	令和4年度から令和6年度まで	令和4年度事業費	33,000千円以内
障 害 者 ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	17,000千円以内
総 合 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 陸 上 競 技 場 大 型 映 像 装 置 設 置 事 業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	19,000千円以内
千 葉 県 生 誕 150 周 年 記 念 事 業	令和4年度から令和6年度まで	令和4年度事業費	624,000千円以内
「 県 民 の 日 」 事 業	令和4年度から令和6年度まで	令和4年度事業費	93,000千円以内
「 千 葉 県 生 誕 150 周 年 記 念 」 文 化 発 信 事 業 (博 物 館)	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	59,000千円以内
期 間 限 定 ア ン ナ シ ョ ン プ 事 業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	37,000千円以内
公 共 河 川 海 岸 災 害 復 旧 事 業	令和4年度から令和6年度まで	令和4年度事業費	360,000千円以内
県 単 道 路 改 良 事 業 (事 業 監 理 委 託)	令和4年度から令和7年度まで	令和4年度事業費	1,040,000千円以内
県 立 学 校 長 寿 命 化 対 策 事 業	令和4年度から令和6年度まで	令和4年度事業費	1,423,000千円以内

県立学校トイレ改修事業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	755,000千円以内
「千葉県生誕150周年記念」文化発信事業 (文化財を活用した郷土の歴史再発見事業)	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	18,000千円以内
運転免許関係講習事業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	483,000千円以内
運転免許センター総合案内等業務委託	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	58,000千円以内
電話d e詐欺等被害抑止対策事業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	89,000千円以内
警備員指導教育責任者講習等委託	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	13,000千円以内
安全運転管理者等講習委託	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	72,000千円以内
車庫証明関係業務委託	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	350,000千円以内
パーキング・チケット発給設備管理運用業務委託	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	23,000千円以内

変更

事項	補正期間	正 前		補 正		後 額
		限 度	額	期 間	限 度	
地盤変動精密水準測量事業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	161,000千円以内	補正前に同じ	令和4年度事業費	171,000千円以内
かずさDNA研究所施設整備事業	令和4年度から令和5年度まで	令和4年度事業費	85,000千円以内	補正前に同じ	令和4年度事業費	95,000千円以内
農地中間管理機構の資金借入に伴う全国農地保有合理化協会等に対する損失補償	令和4年度から令和14年度まで	令和4年度の農地中間管理機構の事業資金借入額50,000千円以内の額	令和4年度事業資金借入額	令和4年度から令和24年度まで	補正前に同じ	補正前に同じ

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	限 度 額	起債の方法	利 率		
河 川 改 修 事 業 費	4,189,300 千円	普通貸借または債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年利9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる公的資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とする。	起債の日から据置期間を含め30年以内において元利均等、元金均等または満期一括償還する。ただし、償還期間内において繰上償還、償還期間の短縮ならびに低利債への借り換えをすることができる。	4,561,800 千円	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
					388,400			
公 園 整 備 事 業 費	1,016,000			1,154,800				
臨 時 財 政 対 策 費	90,000,000			67,378,700				
計	95,442,400			73,483,700				

令和4年度千葉県特別会計財政調整基金補正予算(第1号)

令和4年度千葉県特別会計財政調整基金の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,616,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	2 一般会計繰入金			
		千円 44,400,000	千円 4,200,000	千円 48,600,000
補正されなかつた款項に係る額		16,000		16,000
歳 入 合 計		44,416,000	4,200,000	48,616,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金	1 財政調整基金積立金			
		千円 44,416,000	千円 4,200,000	千円 48,616,000
1 財政調整基金積立金		16,000	4,200,000	4,216,000
歳 出 合 計		44,416,000	4,200,000	48,616,000

令和4年度千葉県特別会計上水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度千葉県特別会計上水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

		支		出		
科	目	既	予	補	予	計
		決	算	正	算	
		額	額	額	額	
第1款	水道事業費用		79,132,013		537,638	千円 79,669,651
第1項	営業費用		76,820,376		537,638	77,358,014

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「43,893,086千円」を「43,905,760千円」に、「減債積立金4,789,274千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,922,326千円、過年度分損益勘定留保資金10,966,886千円及びび当年度分損益勘定留保資金23,214,600千円」を「減債積立金4,789,274千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,922,326千円、過年度分損益勘定留保資金13,341,660千円及びび当年度分損益勘定留保資金20,852,500千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

		支		出		
科	目	既	予	補	予	計
		決	算	正	算	
		額	額	額	額	
第1款	資本的支出		69,972,087		12,674	千円 69,984,761
第1項	建設改良費		56,856,767		12,473	56,869,240

第2項 拡張工事費	458,256	201	458,457
-----------	---------	-----	---------

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のとおり補正する。

(追加)

事 項	期 間	限 度	額
県水お客様センター受付業務委託	令和4年度から令和7年度まで	令和4年度事業費	1,044,000千円以内

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた職員給与費「7,589,801千円」を「7,601,760千円」に補正する。

令和4年度千葉県特別会計工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和4年度千葉県特別会計工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出

科 目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計
第1款 東葛・葛南地区工業用水道事業費用	1,876,056 <small>千円</small>	9,620 <small>千円</small>	1,885,676 <small>千円</small>
第1項 営 業 費 用	1,868,459	9,620	1,878,079
第2款 千葉地区工業用水道事業費用	772,731	△2,064	770,667
第1項 営 業 費 用	651,411	△2,064	649,347
第3款 五井市原地区工業用水道事業費用	477,056	△3,920	473,136
第1項 営 業 費 用	444,372	△3,920	440,452
第5款 房総臨海地区工業用水道事業費用	2,806,628	△16,392	2,790,236
第1項 営 業 費 用	2,806,147	△16,392	2,789,755

第 6 款 木更津南部地区工業用水道事業費用	1,768,505	32,832	1,801,337
第 1 項 管 業 費 用	1,737,057	32,832	1,769,889
第 8 款 工業用水道事業関連費用	4,237,934	97,077	4,335,011
第 1 項 管 業 費 用	3,937,934	97,077	4,035,011
収 益 的 支 出 合 計	13,069,363	117,153	13,186,516

(資本的支出の補正)

第 3 条 予算第 4 条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「7,327,106 千円」を「7,323,430 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 692,736 千円、減債積立金 732,010 千円、過年度分損益勘定留保資金 5,902,360 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 692,734 千円、減債積立金 1,458,166 千円、過年度分損益勘定留保資金 5,172,530 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出

科 目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計
第 1 款 東葛・葛南地区工業用水道事業資本的支出	3,021,160 千円	△1,056 千円	3,020,104 千円
第 1 項 管 理 事 業 費	3,021,160	△1,056	3,020,104
第 3 款 五井市原地区工業用水道事業資本的支出	1,438,692	△159	1,438,533
第 1 項 管 理 事 業 費	1,438,692	△159	1,438,533

第4款	五井姉崎地区工業用水道事業 資本的支出	1,458,085	△105	1,457,980
第1項	管 理 事 業 費	1,458,085	△105	1,457,980
第6款	木更津南部地区工業用水道事 業資本的支出	2,779,520	△2,356	2,777,164
第1項	管 理 事 業 費	2,779,520	△2,356	2,777,164
	資 本 的 支 出 合 計	10,817,704	△3,676	10,814,028

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第9条に定めた職員給与費「1,057,202千円」を「1,071,999千円」に補正する。

令和 4 年度千葉県特別会計造成土地管理事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度千葉県特別会計造成土地管理事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

区 分	補 正 前	補 正 後
(1) 土 地 分 譲	94,020 m ²	243,020 m ²

(収益的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	
第 1 款 土 地 分 譲 事 業 収 益	13,766,903 <small>千円</small>	1,040,722 <small>千円</small>	14,807,625 <small>千円</small>
第 1 項 営 業 収 益	11,907,538	1,040,722	12,948,260
収 益 的 収 入 合 計	16,167,461	1,040,722	17,208,183

		支 出		計	
科 目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額			
第1款 土地分譲事業費用	14,267,960 千円	1,110,602 千円			15,378,562 千円
第1項 営業費用	14,107,484	1,110,602			15,218,086
収益的支出合計	14,858,922	1,110,602			15,969,524

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた職員給与費「1,029,486千円」を「1,042,614千円」に補正する。

(重要な資産の取得及び処分)の補正)

第5条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分を、次のとおり補正する。

1 処分する資産

(追加)

種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
土 地	富津地区	149,000 ㎡	売 払 い

令和4年度千葉県一般会計補正予算(第3号)

令和4年度千葉県一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,047,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,271,981,553千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		337,320,414 <small>千円</small>	15,047,000 <small>千円</small>	352,367,414 <small>千円</small>
	2 国庫補助金	200,454,399	15,047,000	215,501,399
補正されなかつた款項に係る額		1,919,614,139		1,919,614,139
歳入合計		2,256,934,553	15,047,000	2,271,981,553

歳 出

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費	122,538,195 <small>千円</small>	120,000 <small>千円</small>	122,658,195 <small>千円</small>
	2 企 画 費	120,000	9,624,650
3 民 生 費	348,852,780	2,000,000	350,852,780
	1 社 会 福 祉 費	1,980,360	267,561,868
	2 児 童 福 祉 費	18,640	77,513,885
	3 生 活 保 護 費	1,000	5,726,784
4 衛 生 費	214,973,264	3,200,000	218,173,264
	4 医 薬 費	3,200,000	42,716,316
5 環 境 費	7,885,163	4,000,000	11,885,163
	1 環 境 費	4,000,000	11,885,163
7 農 林 水 産 業 費	52,759,898	227,000	52,986,898
	3 農 地 費	227,000	18,946,427
8 商 工 費	432,201,506	5,500,000	437,701,506

補正されなかった款項に係る額	1 商業費	16,187,105	4,000,000	20,187,105
	3 観光費	923,673	1,500,000	2,423,673
	歳 計	1,077,723,747	15,047,000	2,271,981,553

千葉県告示第五十八号
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和五年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。以下一において同じ。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
木更津市	令和五年五月十五 日	木更津市真里谷一〇番地 木更津市立富来田公民館	午後一時三十分か ら午後三時まで
	令和五年五月十六 日	木更津市清見台南五丁目一番 二九号 木更津市立清見台コ ミュニティーセンター附属体 育館	午前十時三十分か ら午後三時まで
	令和五年五月十七 日	〃	〃
	令和五年五月十八 日	木更津市江川九三四番地一 木更津市立岩根西公民館	〃
	令和五年五月十九 日	木更津市貝渕二丁目一三番四 〇号 木更津市民体育館	〃
	令和五年五月二十 二日	〃	〃
鴨川市	令和五年四月十七 日	鴨川市横渚一、四五〇番地	午後一時三十分か

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
いすみ市	令和五年五月二十 六日	いすみ市岬町椎木一、三〇〇	〃
	令和五年五月二十 五日	いすみ市大原六、七六三番地 いすみ市農村環境改善セン ター	〃
	令和五年五月二十 四日	いすみ市国府台一、五二四番 地一 夷隅地域市民局夷隅庁 舎	〃
	令和五年五月二十 四日	鴨川市横渚一、四五〇番地 鴨川市役所	〃
	令和五年四月二十 一日	鴨川市天津一、一〇四番地 鴨川市役所天津小湊支所	午後一時三十分か ら午後三時まで
	〃	鴨川市小湊一八二番地二 東 安房漁業協同組合小湊漁村セ ンター	午前十時三十分か ら正午まで
	〃	鴨川市横渚一、四五〇番地 鴨川市役所	午後一時三十分か ら午後三時まで
	令和五年四月十九 日	鴨川市松尾寺四五四番地二 鴨川市吉尾公民館	午前十時三十分か ら正午まで
	令和五年四月十八 日	鴨川市太海二、〇三〇番地二 鴨川市太海公民館	午前十時三十分か ら午後三時まで
	日	鴨川市役所	ら午後三時まで

夷隅郡大 多喜町	令和五年六月二日	夷隅郡大多喜町下大多喜一〇番地 上瀑ふれあいセン ター	〃
令和五年六月五日	夷隅郡大多喜町三条四四〇番地 大多喜町農村コミュニ ティーセンター	〃	〃
令和五年六月一日	夷隅郡御宿町久保二、二〇〇番地 御宿町公民館	〃	〃

備考

一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。

二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

三 新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり定期検査を実施することが困難と認められるときは、当該定期検査を中止する場合がある。この場合には、千葉県のホームページ等において公表する。

二 計量法施行令第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
木更津市、野田市、佐倉市、東金市、習志野市、勝浦市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市及びいすみ市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

三 計量法施行令第十条第二号に規定する特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
千葉市、市川市、船橋市、松戸市及び柏市を除く県の区域	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	特定計量器の所在の場所

千葉県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和五年二月十五日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和五年二月十四日から三週間、縦覧に供する。

令和五年二月十四日

路線名	供用開始の区間
県道成田松尾線	山武郡横芝光町遠山字庚塚二七三番二地先から字岩ノ作二四三番五地先まで

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、野田市関宿台町東土地区画整理組合の定款及び事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。

令和五年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 組合の名称 野田市関宿台町東土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 野田市関宿台町二、六九九番地二
- 三 設立認可の年月日 平成六年二月四日
- 四 変更の内容 事務所の所在地 野田市関宿台町二、六九九番地二 変更後 野田市東宝珠花二三七番地一いちいのホール内 事業施行期間 変更前 平成六年二月四日から平成三十五年三月三十一日まで 変更後 平成六年二月四日から令和十年三月三十一日まで 変更認可の年月日 令和五年二月十四日

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会第五号

令和四年七月十日執行の参議院千葉県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の題旨は、次のとおりである。

令和五年二月十四日

千葉県選挙管理委員会総務課 塚 野 泰 輝

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和4年7月10日執行 参議院千葉県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 58,893,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	磯部裕和	所属党派	国民民主党	期間	令和4年6月5日から 令和4年7月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	目黒典夫				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕	円	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	円
国民民主党千葉県参議院 選挙区第1総支部		3,059,400		0	0
いそへ裕和後援会		46,800		0	0
国民民主党本部		5,000,000		3,664,100	0
国民民主党千葉県総支部 連合会		2,000,000		5,145,016	0
				660	28,751
				28,751	543,260
				81,980	81,980
その他の寄附	1件	20,000			
その他の収入		2,000,000			
今回計		12,126,200			11,517,967
前回計		0			0
総計		12,126,200			11,517,967

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	484,900円
	ビラの作成	1,579,200円
	ポスターの作成	1,600,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	283,065円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	3,078,000円
	計	7,444,339円

報告書受理年月日 令和4年7月22日 第1回報告分

候補者氏名	猪口邦子	所属党派	自由民主党	期間	令和4年6月5日から 令和4年7月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	齋藤久代				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕	円	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	円
自由民主党千葉県参議院 選挙区第五支部		4,000,000		1,087,780	0
				0	0
				810,000	3,866,180
				1,177,780	4,586,137
				90,000	60,500
				110,754	110,754
その他の寄附	0件	0			
					0
					0
					0

その他の収入	0	今 回 計	10,611,351
今 回 計	4,000,000	今 回 計	0
前 回 計	0	前 回 計	0
総 計	4,000,000	総 計	10,611,351

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	484,900円
	ビラの作成	1,579,200円
	ポスターの作成	1,802,080円
	選挙事務所 の 立札 及び 看板 の 類 の 作成	339,678円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	2,959,000円
	計	7,584,032円

報告書受理年月日	令和 4 年 7 月 2 2 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	臼井正一	所属党派	自由民主党	期間	令和 4 年 4 月 4 日 から 令和 4 年 7 月 25 日 まで 第 1 回 分
出納責任者氏名	原雄一郎				

収 入	支 出
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	人件費
〔職業〕	家屋費
〔寄附額〕	選挙事務所費
円	集合会場費
自由民主党本部	通信費
10,000,000	71,716
臼井千世	交通費
会社役員	480
1,000,000	
依光晃一郎	印刷費
会社役員	7,403,944
30,000	
井元詔一	広告費
会社役員	4,945,474
300,000	
笠川ひとみ	文具費
会社役員	253,148
30,000	
吉田とし子	食糧費
会社役員	224,607
30,000	
林節子	
会社役員	

川崎鉄男	会社役員	30,000	宿泊費	688,150
小泉勘一	会社役員	50,000	雑 費	18,540
大窪由郎	会社役員	30,000		
中村和央	会社役員	30,000		
草村理佳	会社役員	50,000		
早野眞石	会社役員	50,000		
山崎文彦	会社役員	50,000		
真野和雄	会社役員	30,000		
有馬淳	会社役員	100,000		
市川琢郎	会社役員	50,000		
藤本志磨	会社役員	50,000		
豊嶋國威	会社役員	100,000		
成瀬義夫	会社役員	100,000		
初芝広中	会社役員	30,000		

その他の寄附	1件	10,000	その他の収入	0
今 回 計		12,180,000	今 回 計	15,278,169
前 回 計		0	前 回 計	0
総 計		12,180,000	総 計	15,278,169

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	484,900円
	ビラの作成	1,579,200円
	ポスターの作成	1,802,080円
	選挙事務所 の 立札 及び 看板 の 類 の 作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770円
	政見放送のための録画等	2,964,039円
	計	7,419,232円

報告書受理年月日	令和 4 年 7 月 2 5 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	臼井正一	所属党派	自由民主党	期間	令和4年7月26日から 令和4年8月24日まで
出納責任者 氏名	原雄一郎			第2回分	

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出		円
			人件費 0 家屋費 0 選挙事務所費 0 集合会場費 0 通信費 6,054 交通費 0 印刷費 0 広告費 0 文具費 0 食糧費 0 休泊費 0 雑費 0	今 回 計 計	6,054
その他の寄附 その他の収入	0件	0	今 回 計 計	15,278,169	
今 回 計 計			今 回 計 計	15,278,169	
総 計		12,180,000	総 計	15,284,223	

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和4年8月24日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	宇田露桜子	所属党派	過剰なコロナ対策と緊急事態条項に反対し選択の自由を保障する共和党	期間	令和4年5月30日から 令和4年7月25日まで 第1回分
出納責任者 氏名	宇田露桜子				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出		円
			人件費 0 家屋費 54,000 選挙事務所費 54,000 集合会場費 0 通信費 0 交通費 0 印刷費 572,800 広告費 35,160 文具費 0 食糧費 0 休泊費 0 雑費 0	今 回 計 計	661,960
その他の寄附 その他の収入	1件	26,570	今 回 計 計	661,960	
今 回 計 計		230,000	今 回 計 計	661,960	
総 計		960,570	総 計	661,960	

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日 令和 4 年 7 月 2 5 日 第 1 回報告分

候補者氏名	記内恵	所属党派	日本第一党	期間	令和 4 年 6 月 20 日から 令和 4 年 7 月 25 日まで
出納責任者氏名	記内恵 第 1 回分				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出	円
日本第一党千葉県本部		865,752	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	51,080
			交通費	10,772
			印刷費	803,020
			広告費	0
			文具費	880
			食糧費	0
			宿泊費	0
			雑費	0
その他の寄附		0円		
その他の収入		0円		

今回計 865,752 今回計 865,752
 前回計 0 前回計 0
 総計 865,752 総計 865,752

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日 令和 4 年 7 月 2 5 日 第 1 回報告分

候補者氏名	小西洋之	所属党派	立憲民主党	期間	令和 4 年 3 月 31 日から 令和 4 年 7 月 25 日まで
出納責任者氏名	鈴木宏明 第 1 回分				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出	円
立憲民主党党本部		5,000,000	人件費	990,000
立憲民主党千葉県総支部			家屋費	1,915,373
立憲民主党千葉県総支部		3,000,000	選挙事務所費	1,914,943
連合会			集合会場費	430
			通信費	843,774
			交通費	978,391
			印刷費	4,419,109
			広告費	4,834,120
			文具費	0
			食糧費	160,805
			宿泊費	784,315

その他の寄附	0件	0	雑費	341,805
その他の収入		2,300,000		
今回計		10,300,000	今回計	15,267,692
前回計		0	前回計	0
総計		10,300,000	総計	15,267,692

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	479,050円
	ビラの作成	1,579,200円
	ポスターの作成	1,784,059円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	336,600円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	213,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,600円
	政見放送のための録画等	3,207,000円
	計	7,803,909円

報告書受理年月日 令和4年7月25日 第1回報告分

候補者氏名	小西洋之	所属党派	立憲民主党	期間	令和4年7月25日から 令和4年8月1日まで
出納責任者氏名	鈴木宏明 第2回分				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出	円
			人件費	0
			家屋費	813,734
			選挙事務所費	813,734
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0

その他の寄附	0件	0	広告費	0
その他の収入		0	文具費	87,316
今回計		0	食糧費	0
前回計		10,300,000	宿泊費	0
総計		10,300,000	雑費	673,184
			今回計	1,574,234
			前回計	15,267,692
			総計	16,841,926

支出のうち 公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日 令和4年8月1日 第2回報告分

候補者氏名	坂井和子	所属党派	日本共産党	期間	令和4年6月6日から 令和4年7月25日まで
出納責任者氏名	仁木利則 第1回分				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出	円
			人件費	288,000
			家屋費	468,000
			選挙事務所費	468,000
			集合会場費	0

個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	2,765,611円
計	2,765,611円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	中村典子	所属党派	NHK党	期間	令和4年6月1日から 令和4年7月25日まで
出納責任者氏名	中村典子 第1回分				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 NHK党 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	円
NHK党		874,756		0
その他の寄附	0件	0		0
その他の収入		8,800		0
今回計		883,556	今回計	3,649,167
前回計		0	前回計	0
総計		883,556	総計	3,649,167
項目	金額			

選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	2,765,611円
計	2,765,611円

報告書受理年月日	令和4年7月25日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	福迫知美	所属党派	新党くにも	期間	令和4年3月29日から 令和4年7月22日まで
出納責任者氏名	和田泰 第1回分				

収入 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	〔職業〕	〔寄附額〕 円	支出 人件費 家屋費 選挙事務所費 NHK党 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 宿泊費 雑費	円
新党くにもり		5,100,000		0
稲田敏行	会社員	30,000		10,780
大藤高裕	無職	66,000		77,086
野瀬富久	無職	50,000		961,574
小松繁	会社員	50,000		3,298,355
橘和歌子	自営業	30,000		3,271
池田一也	無職	100,000		123,404
堀金昭雄	無職	30,000		0
嬉野靖	会社員	55,000		89,070
金杉秀義	会社役員	50,000		
その他の寄附	11件	111,000		
その他の収入		0		

今回計	5,672,000	今回計	5,622,589
前回計	0	前回計	0
総計	5,672,000	総計	5,622,589

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和4年7月22日 第1回報告分

候補者氏名	藤田寛子	所属党派	幸福実現党	期間	令和4年1月24日から 令和4年7月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤田寛子				

収入	支出
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	人件費 家屋費 選挙事務所費
〔職業〕	集合会場費
〔寄附額〕 円	通信費
桑名一明 1,000,000	交通費
堤芳治 1,000,000	印刷費
篠塚昭浩 1,000,000	広告費
谷口勝美 500,000	文具費
七海ひろこ後援会 3,000,000	食糧費
廣瀬慶一 1,500,000	宿泊費
鍋島久之 1,000,000	0

雑費	14,870
その他の寄附	0件
その他の収入	0
今回計	9,000,000
前回計	0
総計	9,000,000

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ビラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	0円
計	0円

報告書受理年月日 令和4年7月22日 第1回報告分

候補者氏名	藤田寛子	所属党派	幸福実現党	期間	令和4年7月23日から 令和4年7月27日まで 第2回分
出納責任者氏名	藤田寛子				

収入	支出
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	人件費
〔職業〕	家屋費
〔寄附額〕 円	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	0

その他の寄附	0件	0	今 回 計 計	5,921
その他の収入	0	0	今 回 計 計	5,328,973
今 回 計 計	0	0	今 回 計 計	5,328,973
今 回 計 計	9,000,000	9,000,000	今 回 計 計	5,334,894
今 回 計 計	9,000,000	9,000,000	今 回 計 計	5,334,894

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	計	0円

報告書受理年月日 令和4年7月27日 第2回報告分

候補者氏名	渡邊晋宏	所属党派	NHK党	期間	令和4年6月1日から 令和4年7月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	渡邊晋宏				

収 入	支 出
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	人件費 0円
〔職業〕	家屋費 0円
〔寄附額〕 円	選挙事務所費 0円

NHK党	863,756	集合会場費	0
その他の寄附	0件	通信費	0
その他の収入	38,060	交通費	21,560
今 回 計 計	901,816	印刷費	456,426
今 回 計 計	0	広告費	2,765,611
今 回 計 計	901,816	文具費	0
今 回 計 計	901,816	食糧費	0
今 回 計 計	901,816	休泊費	0
今 回 計 計	901,816	雑 費	423,830
今 回 計 計	901,816	今 回 計 計	3,667,427
今 回 計 計	901,816	今 回 計 計	3,667,427

支 出 の う ち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,765,611円
	計	2,765,611円

報告書受理年月日 令和4年7月25日 第1回報告分

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年二月十四日から六月十四日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月十四日から六月十四日まで、千葉県

商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A P O L L O P L A N T M A L L

印西市中央北一丁目一番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社Hコーポレーション 代表取締役 小川久哉

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷一丁目一六番一号

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)千葉ニュータウン駅前複合施設

4 変更後の大規模小売店舗の名称

A P O L L O P L A N T M A L L

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社くすりの福太郎 代表取締役 小川久哉ほか

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目八番一七号ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社くすりの福太郎 代表取締役 小川久哉ほか

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目八番一七号ほか

7 変更年月日

令和四年七月一日

二 届出年月日

令和四年九月一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

令和五年二月十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームセンター松戸店

松戸市古ヶ崎字曾根裏二、四七七番地一ほか

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

千葉県知事 熊谷 俊人

四、二一五平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日

令和四年五月八日

五 届出年月日

令和四年九月五日

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年2月14日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 資材価格特別調査委託(臨時調査) 一式

(2) 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月15日まで

(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価に予定数量を乗じて得た額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により

難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品等入札参加業者名簿に記載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止

<p>等基準 (昭和 57 年 12 月 1 日制定) に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード) を取得していること。</p> <p>(6) 千葉県内において過去 10 年間で平成 24 年 4 月 1 日から令和 5 年 2 月 13 日まで) に同種業務の契約を履行した実績があること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 千葉県県土整備部技術管理課技術情報班 電話 043 (223) 3503</p> <p>(2) 電子入札システムの URL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和 5 年 2 月 14 日から 3 月 10 日まで千葉県の休日に関する条例 (平成元年千葉県条例第 1 号) 第 1 条に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和 5 年 3 月 28 日午後 5 時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和 5 年 3 月 28 日午後 5 時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和 5 年 3 月 29 日午前 10 時 千葉県庁中庁舎 5 階県土整備部技術管理課内</p>	<p>行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。</p> <p>(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。</p> <p>(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則 (昭和 39 年千葉県規則第 13 号) の 2。以下「財務規則」という。) 第 99 条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から (4) により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 3 月 10 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和 5 年 3 月 10 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であって、財務規則第 109 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。</p>
<p>4 低入札価格調査制度及び調査基準価格</p> <p>(1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。</p> <p>(2) 調査基準価格は、予定価格に 100 分の 70 を乗じて得た金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) とする。</p>	<p>(ア) 提出期限 令和 5 年 3 月 10 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p>
<p>5 低入札価格調査</p> <p>(1) 最低価格入札者 (以下「第 1 順位者」という。) の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。</p> <p>(2) 第 1 順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者としないことがある。</p> <p>(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者 (以下「低価格入札者」という。) は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して 4 日以内 (この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。) に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類を提出しない者のした入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履</p>	<p>(ア) 提出期限 令和 5 年 3 月 10 日午後 5 時</p> <p>(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所</p>

令和5年2月14日(火曜日)

<p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>7 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required: Interim Survey Commission for the Price of Materials(Iset)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 28 March, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Construction Management Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-3503</p>	<p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県警察本部総務部会計課 260-8668 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 契約係 電話043(201)0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年2月14日から3月10日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年3月28日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年3月28日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年3月29日午前9時30分 千葉県警察本部5階入札室</p>
<p>入札公告</p> <p>次とおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和5年2月14日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入等件名及び予定数量 タイヤ(215/60R16)ほか12品目 1,204本</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号)の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札日は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年3月10日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p>

令和5年2月14日(火曜日)

<p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年3月10日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: 1,204 tires(215/60R16 and other 12 models)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 28 March, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p> <p>入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和5年2月14日</p> <p>1 入札に付する事項 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>(1) 購入等件名及び予定数量 再生PPC用紙A4判 40, 500箱(2, 500枚/箱)</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p>	<p>(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>(4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 入札書には、再生PPC用紙A4判1箱当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品等入札参加業者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。</p> <p>(3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づき指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づき入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。</p> <p>(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒260-8668 千葉県中央区長洲一丁目9番1号 千葉県警察本部総務部会計課 調度第二係 電話043(201)0110</p> <p>(2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/</p> <p>(3) 入札説明書の交付期間 令和5年2月14日から3月7日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 入札書の提出期限</p> <p>ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和5年3月28日午後5時</p> <p>イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和5年3月28日午後5時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 令和5年3月29日午後1時30分 千葉県警察本部5階入札室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p>
--	---

<p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 免除</p> <p>イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。</p> <p>(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。</p> <p>(4) 入札参加資格の確認</p> <p>ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年3月7日午後5時</p> <p>(イ) 提出先 3(2)電子入札システムのURLに同じ。</p> <p>イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3(1)に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(ア) 提出期限 令和5年3月7日午後5時</p> <p>(イ) 提出場所 3(1)に示す場所</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。</p> <p>(6) 契約書の作成の要否 要</p> <p>(7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。</p> <p>(9) 契約の確定 この公告に係る契約は、令和5年度歳入歳出予算が令和5年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させる。</p> <p>(10) その他 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A4-Size Recycled PPC</p>	<p>paper (Cost per Box), Estimated quantity of purchase per year; 40,500 boxes (2,500 sheets /box)</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 28 March, 2023</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Police Headquarters, 1-9-1 Nagazu, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8668 Japan TEL 043-201-0110</p> <p>落札者等の公告</p> <p>次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和5年2月14日 千葉県循環器病センター病院長 中村 精 岳</p> <p>【掲載順序】</p> <p>①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続</p> <p>⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項</p> <p>①千葉県循環器病センターで使用する灯油(令和4年度第4四半期分) 予定数量 304,000リットル ②千葉県循環器病センター事務局 市原市鶴舞575番地 ③令和4年12月26日 ④共栄海運株式会社 木更津市潮見三丁目14番1号 ⑤1リットル当たり94.6円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年10月25日</p> <p>その他</p> <p>一都二県連合海区漁業調整委員会告示第十六号 東京湾横断道路木更津人工島(以下「海ほたる」という。)周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため「漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指定する。</p> <p>令和五年二月十四日</p> <p>一都二県連合海区漁業調整委員会会長 櫻本 和美</p> <p>(水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止)</p> <p>一 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域(以下「区域」という。)において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内(船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させる)をいう。)をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであつて、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。</p> <p>ア 海ほたる北東の突角から八四度四八分(真方位による。以下同じ。)二八三メートルの岸</p>
--	--

イ 海ほたる南東の突角から一七四度四八分二八三メートルの点
ウ 海ほたる南西の突角から二七六度七分三六一メートルの点
エ 海ほたる北西の突角から三四三度二九分三六一メートルの点
(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、令和五年三月一日から令和七年二月二十八日までとする。

購読料

本号

一部

一
二
六
円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八